二	日本原子力発電株式会社敦賀発電所 一号炉
三	中国電力株式会社島根原子力発電所 一号炉
四	関西電力株式会社美浜発電所　一号炉 関西電力株式会社美浜発電所　二号炉
五	九州電力株式会社玄海原子力発電所 一号炉
六	四国電力株式会社伊方発電所　一号炉
七	
備考	表中の「〃」の記載は注記である。

○近畿地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　福井県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第五十七号福井都市計画道路事業三・四・三号松岡菅谷線
三　事業施行期間　自平成十三年三月二十七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十三年三月二十七日近畿地方整備局告示第五十七号の事業地のうち福井市志比口三丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第百二十三号彦根長浜都市計画道路事業三・四・十九号原松原線
三　事業施行期間　自平成二十二年四月一日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十二年近畿地方整備局告示第百二十三号及び平成二十九年近畿地方整備局告示第二十二号の事業地のうち古沢町字姫袋並びに原町字平野地内において事業地を変更し、事業地に小野町字戸石山を加える。
使用の部分　平成二十二年近畿地方整備局告示第百二十三号及び平成二十九年近畿地方整備局告示第二十二号の事業地のうち古沢町字姫袋、小野町戸石山並びに原町字平野地内において事業地を変更する。

○近畿地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百三十八号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線
三　事業施行期間　自平成十八年八月一日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年近畿地方整備局告示第五十号東播都市計画道路事業三・五・二百六十四号農人町線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月十二日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十五年近畿地方整備局告示第五十号の事業地のうち高砂町藍屋町において事業地を変更する。
使用の部分　平成二十五年近畿地方整備局告示第五十号のうち高砂町藍屋町を加える。

○九州地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月十五日　九州地方整備局長　増田　博行

その関係図面は、平成三十年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
垂水市牛根麓字磯脇二一七三番から同市牛根麓字山ノ口二二五八番一まで	前	A　一三・二一～一五・五六メートル	〇・一八〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一三・二一～一五・五六 B　一〇・三〇～一八・六八	〇・一八〇 〇・一八五	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十五日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市牛根麓字磯脇二一七三番四から同市牛根麓字山ノ口二二五八番一まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月十五日